

奥内小学校いじめ防止基本方針

青森市立奥内小学校

※今回（H29年1月）改訂により、前回から変更等あった部分については、下線で示す。

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての基本的な考え

いじめ問題への対応は、本校においてこれまでも豊かな心の育成に向けた諸教育活動や生徒指導の充実などを通じて数多く行われてきているが、全国的に見て、未だ、いじめを背景とした児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が後を絶たない状況にある。

本校児童が、創立以来の歴史と伝統のもと、夢や希望を育み、心豊かにたくましく生き抜くためには、何よりも学校が児童にとっていじめのない楽しく学べる場でなければならない。そこで、本校では、「奥内小学校いじめ防止基本方針」を策定し、以下のような基本認識のもとでいじめのない学校づくりに取り組む。

- いじめは絶対許されない行為であり、どの子供にも起こりうるという強い意識を持つ。
- いじめられている子供の立場に立った親身の指導を行う。
- いじめ問題は教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめ問題は関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりがある問題である。

2 「いじめ」とは

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行う。（表面的・形式的にすることなく、周囲の状況等を客観的に確認し、総合的に判断）

- ・一定の人間関係 … 学校の内外を問わず、いじめを受けた児童との何らかの人間関係
※同じ学校・学級や部活動の児童生徒、いじめを受けた児童が関わっている仲間や集団（塾やスポーツクラブ等）など
- ・物理的な影響 … 身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなど
- ・心身の苦痛 … 限定解釈せずに、いじめられた児童に寄り添った視点で行う。

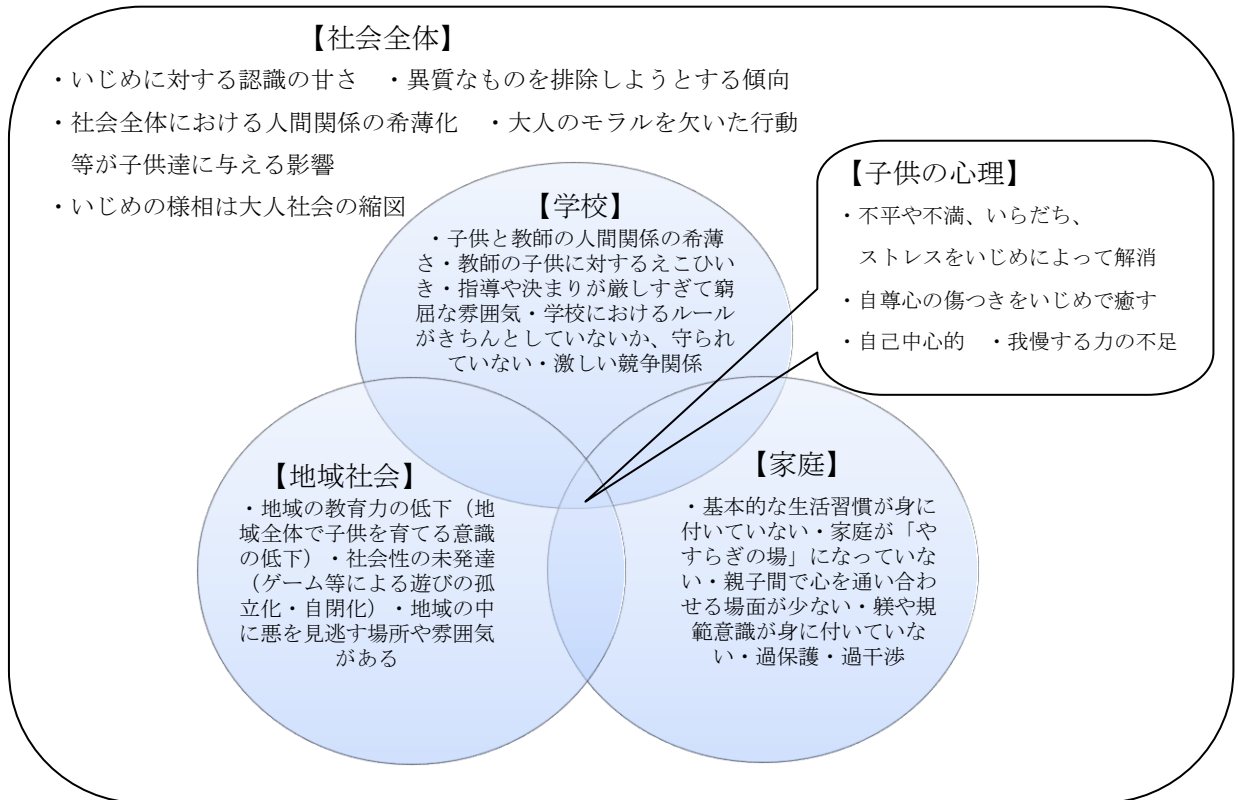
(2) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられる、叩かれたり蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめの構造

- ・被害者 … いじめられている子
- ・加害者 … いじめている子（いじめを指示している子）
- ・観 衆 … いじめをはやしたてたり、面白がったりしている子
- ・傍観者 … 見て見ぬふりをしている子（暗黙の了解）

(4) いじめの背景



3 校内体制

(1) 『いじめ防止委員会』の設置

学校運営組織に『いじめ防止委員会』を位置付け、以下の担当で業務を行う。

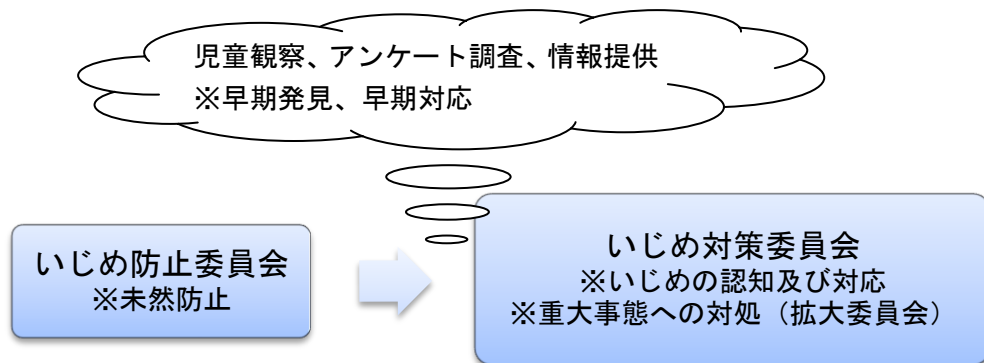
- ① 構成員：校長、教頭、いじめ防止推進教師（教務主任）、学級担任（学年主任、生徒指導主任を含む）、養護教諭
- ② 開催月：月1回（その他、必要に応じて）
※『児童を語る会』も『いじめ防止委員会』の活動を含む
- ③ 業務内容
 - ア 学校いじめ防止基本方針の作成と見直し（教頭、生徒指導主任）
 - イ 年間活動計画の作成（いじめ防止推進教師）
 - ウ 校内研修会の企画・立案（研修主任）
 - エ 調査結果、報告等の情報の整理・分析（生徒指導主任）
 - オ いじめが疑われる案件への事実確認・判断（いじめ防止推進教師、生徒指導主任、担任）
 - カ 情報交換、要配慮児童への支援方針～『児童を語る会』の活用（全職員）

(2) 『いじめ対策委員会』の設置

担任から、児童のトラブルの報告を受けた後、いじめ防止推進教師が仮仕分けをし、その後いじめの判断（認知）及び対応について協議するために、『いじめ対策委員会』を組織し、以下の担当で業務を行う。

- ① 構成員：校長、教頭、いじめ防止推進教師、学級担任、生徒指導主任
※必要に応じ、後潟駐在所長、民生委員（奥内地区2名、清水地区1名、前田地区1名、内真部地区1名）、主任児童委員、PTA役員（会長、副会長）を加える。
- ② 開 催：毎週金曜日（定期招集）
随時（緊急招集）※重大事案の際
- ③ 業務内容
 - ア いじめの判断（認知）
 - イ 情報収集・事実確認＜本人、周囲の児童など＞（担任）
※状況に応じて、教頭、生徒指導主任、いじめ防止推進教師
 - ウ 情報共有（全職員 ※必要に応じて関係者を入れる）
 - エ 一次対応（未解決の場合、二次対応、三次対応と続く）
 - ・被害児童並びに加害者への対応（担任、生徒指導主任）
 - ・保護者への対応（教頭、担任、生徒指導主任）※複数であたる
 - ・観衆等への対応（全職員）
 - オ 市教委への報告、指導主事の要請、他機関への支援要請等（教頭）

※『いじめ防止・対策委員会』のイメージ



4 いじめの未然防止について

(1) 基本的な考え

すべての児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを進める。

(2) 具体的取組

- ① いじめについての具体的な認識を学校全体で共有する場を設ける。
 - ア 校内研修や職員会議で、いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点等について、教職員全体で共通理解を図る。
 - イ 全校集会、児童会活動や学級活動等で日常的にいじめの問題について触れ、児童に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気学校全体に醸成する。

- ② わかる楽しさが実感できる授業づくりを推進する。
- ア すべての児童が主体的に参加し活躍できる授業
 - イ 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る授業
 - ウ 授業の中で高めるコミュニケーション能力（発言したり聴いたりする姿勢）
 - エ 全学級担任による公開授業の実施（生徒指導の観点から互いの授業を参観し合う）
 - オ 学校全体での授業中の規律（学習のきまり）の統一
- ※教師による不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に対する細心の注意
- ③ 豊かな心を育むため、道徳教育や人権教育、読書活動、体験活動を推進する。
- ア 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育の充実
 - イ 出前授業等を活用した人権教育の充実（『ネット安全教室』）
 - ウ 視野を広げ豊かな情操を培う読書活動の充実（『朝の読書活動』『おはなし会』）
 - エ 異年齢児童や地域住民など人間的な触れ合いを重視した体験活動の充実（『縦割り班活動』『自然とふれあい学習会』『三世代交流会』）
- ④ 個を生かし、ともに高め合う学級経営を推進する。
- ア 一人一人のよさが認められ、安心感、信頼感、充実感がある学級づくり
 - イ 自分らしさが発揮できる学級づくり
 - ウ 笑顔があり、心のふれあいがある学級づくり（教師と子供、子供同士の望ましい人間関係）
- ⑤ 児童による主体的な取組を推進する。
- ア 児童会活動の工夫（『よかったよBOX』、挨拶運動、いじめ撲滅宣言など）
- ⑥ 保護者や地域との連携を推進する。
- ア 安心して相談できる信頼関係の構築
 - イ 日常におけるこまめな情報提供（家庭訪問、電話訪問、学級便り）への心がけ
 - ウ いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域との連携が大切であることを学校便りや参観日保護者懇談会等で伝え、理解と協力を求める。
 - エ 奥内児童館との情報交換・情報共有

5 いじめの早期発見について

（1） 基本的な考え

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを十分認識し、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

（2） 具体的取組

- ① いじめのサインを見逃さない日常的な児童観察に取り組む。

＜学校でのサイン＞

- ・隣に誰も行きたがらない ・急に遅刻、早退が多くなる
- ・休み時間などに一人で黙々としている ・持ち物がなくなる
- ・机やノートに落書きされる ・周囲があだ名で呼ぶ
- ・授業中、誤答に対して皮肉、笑いが起こる など

※児童との雑談、日記等の様子、校内巡視・学区巡回からも情報を把握する。

- ② いじめ実態把握のための調査等を実施する。
- ア なかよし生活アンケート
 - ・児童対象：学期1回 計3回
 - イ いじめアンケート
 - ・児童対象：「なかよし生活アンケート」実施月以外の月
 - ・保護者対象：年1回 12月
 - ウ 個人面談（個人面談週間～6月、11月）、家庭訪問（随時）の実施

- ③ 教職員の共通理解、協力体制、情報交換を深める。
- ア 日常的な情報交換（月1回の「児童を語る会」を含む）
 - イ 校内巡視（中休み、昼休み、放課後等）
 - ウ 保健室、部活動顧問及びスポ少指導者からの情報
 - エ 教育相談体制の機能チェック
 - ※「けんか」や「ふざけ」として見逃さないようにする。

- ④ 家庭・地域との連携を密にする。

<家庭や地域でのいじめのサイン>	
<ul style="list-style-type: none"> ・登校を渋る ・感情の起伏が激しくなる ・外に出たがらない ・荷物を持たされている 	<ul style="list-style-type: none"> ・転校したいと言い出す ・服が汚れている ・囲まれている ・学校の話をしなくなる
・友達や教師を批判する ・体に傷がある ・おごらされている など	

6 年間行動計画

月	防 止 対 策	早 期 発 見
4	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の共通理解 ・校長講話 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を語る会（毎月） ・校内巡視、学区巡回 ・家庭との連携
5	<ul style="list-style-type: none"> ・学級づくり ・人間関係づくり 	
6		
7		
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対話集会参加児童による報告会、校長講話 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・学級づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を語る会（毎月） ・校内巡視、学区巡回 ・家庭との連携
10	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係づくり 	
11		
12	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ネット安全教室(4・5・6年)</u> 	
1		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ネット教室（保護者対象）</u> 	
3		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート調査⑥

7 いじめに対する措置について

(1) 基本的な考え

いじめの発見又は通報を受けた場合、直ちに『いじめ対策委員会』を組織して対応する。そして、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し、対応に当たる。

(2) 具体的取組 ※『いじめ対応についての流れ』参照

① 情報収集し、いじめの実態把握を正確に行う。

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

※暴力を伴う場合は、複数の教員で対応する。

イ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。

ウ 発見・通報を受けた場合、関係児童から聞き取り、正確な実態把握を行う。

※聞き取りの場所・時間等は、他の児童の目に触れないように配慮する。

※いじめた児童が複数の場合、同時刻に個別に聞き取りを行う。

※いじめが解消していたとしても、ある程度の期間は情報共有や報告を継続する。

② いじめの事実確認をし、指導・支援体制を組む。

ア 情報の集約

・教職員、児童、保護者、地域住民、その他から情報を集める。

・事実を時系列で記録する。

・いじめの全体像を把握する。

イ 指導・支援体制の構築

・被害児童や加害児童への対応 ・保護者への対応

・教育委員会や関係機関等との連携

※報告（電話連絡→『いじめ対応報告シート』）、指導主事等の派遣要請 など

※犯罪行為の疑いがある場合、警察と相談のうえ対処

※児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれのある場合、直ちに警察に通報

③ いじめられた児童への対応

ア 児童の安全確保（いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童）

イ 事実確認の聴取（被害児童の自尊感情を高める配慮、プライバシーへの配慮）

ウ 家庭訪問等の実施（保護者へ事実関係を伝える）

エ 被害児童の不安除去（徹底して守り通すことを伝える）

オ 被害児童に寄り添える体制づくり（落ち着いて教育を受けられる環境の確保）

④ いじめた児童への対応

ア 事実関係の聴取（心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家と協力）

イ 保護者への連絡（協力要請、継続的な助言）

ウ 指導について

・行為の責任を自覚させる（人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為）

・別室での指導、出席停止制度の活用（被害児童への落ち着いた教育環境の確保）

※必要に応じて警察との連携を行う

・教育的配慮に十分に留意した『懲戒』

・加害児童が抱える問題やいじめの背景の洗い出し

- ・不満やストレスを運動や読書で発散できる力を育む

⑤ 観衆・傍観者への対応

- ア 誰かに知らせる勇気を持つようにさせる。
- イ 「はやしたてる行為は、いじめに加担する行為である」ことを理解させる。
- ウ 「いじめは絶対に許されない行為」であることを、学級全体で話し合わせる。
- エ 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

⑥ 家庭・地域・関係機関との連携

ア 家庭・地域との連携

- ・家庭や地域からの情報を大切にす
- ・問題を学校のみで解決することに固執せず、日頃から情報提供をし、協力要請する。
- ・学校、保護者、地域代表との情報・意見交換の機会の設定
- ・多くの保護者が参加できる懇談会の工夫（開催時期、開催場所）

イ 関係機関との連携

- ・医療機関（けがや病気の治療等が必要な場合）
- ・児童相談所（保護者矯正が必要な場合）
- ・心の相談室（心理的なケアが必要な場合）
- ・警察（傷害罪など、犯罪行為にあたる場合）
- ・教育委員会（体制作りや今後の対応などへの助言や支援を求める場合）

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」のある場合
（「自殺を企画」「精神性の疾患」「身体への重大な障害」など）
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」のある場合
（年間30日間を目安に考える）
- ③ 「児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立て」があった場合

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態が発生した場合、教育委員会へ速やかに第一報を報告する。
- ・今後の対応について指導と助言を受ける。

(3) 対応の流れ（教育委員会の判断により学校主体で調査する場合）

- ① 調査委員会の設置（「いじめ対策委員会」を母体とした組織＝「いじめ対策拡大委員会」）
 - ア 構成員
 - ・「いじめ対策委員会の構成員」（必要に応じて追加される関係者を含む）
 - ・「専門的知識を有する者」（スクールカウンセラーなどの緊急派遣も考えられるため、教育委員会と相談する）

- ② 調査方法

- ア 全校児童及び保護者に対するアンケート調査の実施

- ※アンケート結果は、被害児童や保護者に提供する場合があることを事前に説明する。
- ※被害児童からの聞き取りが可能な場合、被害児童の学校復帰が阻害されることのないように配慮する。

※被害児童からの聴き取りが不可能（入院・死亡等）な場合、被害児童保護者と協議し、着手する。

③ 調査の分析

- ア アンケート調査結果の分析及びこれまでの調査資料の再分析
- イ 事実関係を網羅的に明確にする。（客観的な事実関係）
 - ・いつ（いつ頃から） ・誰から ・どのような（態様） ・いじめを生んだ背景事情
 - ・児童の人間関係 ・学校（教職員）の対応
- ウ 事実にはっきりと向き合う。

④ 被害児童及び保護者への情報提供

- ア 明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- イ 関係者の個人情報に十分配慮

⑤ 教育委員会への報告

⑥ 調査結果を踏まえた措置

(4) 参考資料

- ① 『いじめ解決に向けたフロー図』
- ② 『いじめ対応報告シート』

9 評価 ※別紙「いじめ問題への取り組みのチェックポイント」を参照

10 その他 ※重点事項等の確認

(1) 未然防止の取組

①授業改善に関わる取組

- ・今年度の研修の反省をもとに問題点を洗い出し、各自が一層「分かる授業」の実践に努める。
- ・奥内小学校「学習のきまり」の再確認と指導の徹底

②児童の居場所づくり、絆づくり（人間関係づくり）を目的とした取組

- ・清掃活動やなわとび大会、雪上運動会、卒業生を送る会等の縦割り班や異年齢集団による活動において、上学年は下学年に対する思いやりの気持ちを、下学年は上学年に対する尊敬の気持ちをもてるよう指導する。
- ・卒業式及び卒業式練習において、全校児童が協力し合い、素晴らしい式にするよう指導する。

③いじめに関する学習等に関する取組（★）

- ・1月中の道徳の時間において、「友情・信頼」の価値項目での道徳の時間を設定する。

(2) 早期発見・早期対応の取組

①生活（健康）アンケートや定期的な個人面談などの取組（★）

- ・毎月生活アンケートを実施する。マンネリ化にならないよう、内容は毎回同じにならないようにする。また、行う際は全校、同日・同時間に行い、気になる回答があった場合は、その日の昼休みまでに、本人との面談を行う。

- ・冬季休業前後等の児童の心身の健康観察を念入りに行う。冬季休業中には全児童を対象に面談（電話面談を含む）を実施する。

②保護者や地域住民からの情報提供の受入体制の取組（★）

- ・学校だより及び学級通信において、児童の様子を伝えるとともに、気になることがあった場合は、教頭を窓口として連絡いただくように伝える。
- ・学期始め3日間を登校指導期間とし、PTA会員及び職員、並びに地域住民の協力を得て児童の安全確保と気になる様子がないか、学校へ報告していただくよう伝える。
- ・学校評議員会議や地区懇談会の話題として取り上げる。

③教職員間の温度差を解消する取組（★）

- ・職員終会（毎週月・木曜日）及び職員会議（月1回）において、市校長会及び教頭会での市教委各課からの連絡事項を全職員に確実に伝える。
- ・校内研修（12/15）において、「いじめ防止推進教師連絡会」での内容を伝えるとともに、「自己点検シート」（国研「生徒指導支援資料5」）を使い、研修を図る。

（3）いじめの組織的な対応の中核となる人材と市教委への報告

①いじめ防止推進教師の配置（★）

- ・平成28年度いじめ防止推進教師…工藤俊光（教務主任）

②いじめを認知した場合の市教委への報告（★）

- ・「いじめ対応シート」の作成…学級担任→教頭・校長チェック→市教委提出
- ・「いじめ状況報告書」の作成…教頭→校長チェック→市教委提出